

# 指定特定相談支援・障害児相談支援事業所「どんでんどん」運営規程

## (事業所の目的)

第1条 指定特定相談支援・障害児相談支援事業所「どんでんどん」(以下「事業所」という。)は、障害者等、その家族からの相談に対して、必要な情報の提供や助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び障害者福祉サービス事業者等との連絡調整を図り生活全般に係る相談、サービス利用計画等に関する相談を行う事を目的とする。

## (設置、運営主体)

第2条 事業所の設置、運営主体は、次のとおりである。

- (1) 名称 社会福祉法人 花咲会
- (2) 所在地 新居浜市下泉町2丁目7-25

## (事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりである。

- (1) 名称 指定特定相談支援・障害児相談支援事業所 「どんでんどん」
- (2) 所在地 新居浜市下泉町2丁目7-25

## (運営方針)

第4条 事業所は、利用者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って適切な援助を提供するよう努めることとする。

## (従業者の職種及び員数)

第5条 事業所には、次の職員を置く。

- (1) 管理者 (1)
- (2) 相談支援専門員 (4)

## (職務の内容)

第6条 管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- 2 相談支援専門員は、生活全般に係る相談、サービス利用計画の作成に関する業務を担当する。

## (営業日及び営業時間)

第7条 営業日は月曜から金曜日とする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

- 2 営業時間は8:30時～17:00時までとする。

## (利用者から受領する費用の額等)

第8条 相談支援サービスに関する利用料について、事業者が法律の規定に基づいて市町村から介護給付額を受領する場合(法定代理受領)は、ご利用者の負担はありません。

- 2 通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当時事業所のサービスを利用される場合サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

## (通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、新居浜市全域とする。

## (障害の種別)

第10条 事業所において相談支援を提供する主たる対象者は、特定無しとする。

(事業所利用に当たっての留意事項)

第11条 事業所の利用者は、事業所の規則を遵守するなど秩序を乱す行為を厳に慎むとともに、施設が作成した処遇に関する計画に基づく目標を達成するため、職員と一体となった活動に精励するものとする。

(非常災害対策)

第12条 管理者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を作成し、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(苦情処理)

第13条 管理者は、別に定める規程により、利用者の苦情に対応する。

(虐待防止のための措置)

第14条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従事者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

(その他)

第15条 管理者は、利用者の援助の内容その他の事業所の運営に関する情報を開示し、運営の透明性を確保する。

第16条 管理者は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じる。

第17条 管理者は、利用者に援助を提供するに当たって事故が発生した場合には、速やかに保健所等関係機関及びその家族等に連絡を行うなど必要な措置を講じるとともに、利用者及びその家族に対して誠実に応対する。

第18条 この規程に定めるもののほか、事業所の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定めるものとする。

附 則

この規定は、平成24年 4月1日から施行する。